

| | | | |
|---------|--|----|-------|
| 氏名（本籍） | 松原 由美（東京都） | | |
| 学位の種類 | 博士（福祉経営） | | |
| 学位番号 | 乙第14号 | | |
| 学位授与の日付 | 2014年3月15日 | | |
| 学位授与の要件 | 学位規則第5条第2項の規定による | | |
| 学位論文題目 | 介護保険施設の経営についての理論的・実証的研究 —利益と内部留保のあり方を中心に— | | |
| 審査委員 | （主査）日本福祉大学 | 教授 | 足立 浩 |
| | | 教授 | 関口 和雄 |
| | | 教授 | 野口 一重 |
| | | 教授 | 新谷 司 |
| | 駒澤大学 | 教授 | 小栗 崇資 |

論文内容の要旨

介護老人福祉施設(いわゆる特養)等の経営を担う社会福祉法人を巡って、経営の厳しさが強調される一方で利益蓄積による内部留保の過大な貯め込みを問題視する指摘もなされている。内部留保についてはとくに大規模営利企業におけるその過大性の指摘と給与引上げや雇用確保への活用が学界のみならず国会でも議論されている。事業の存続には一定の利益とその蓄積としての内部留保が必要という点では概ね一致しているものの、過大(⇒活用)論とそれへの反論が、過大か否かの評価基準を明示することなく展開されている。

しかし、社会福祉法人にせよ営利企業にせよ、事業存続に必要なとされる内部留保が過大かどうかについては、前提として事業存続に必要な利益をどのように捉えるべきかを理論的かつ具体的に明確にしたうえで、いわば最小限の必要利益の概念と具体的算出方法を明確にし、その蓄積額としての内部留保の概念と具体的算出方法を明らかにしたうえでなければ真に必要な内部留保額という評価基準が明らかにならず、科学的・合理的な議論自体が成立しえない。事業存続に必要な利益および内部留保の概念と捉え方については経営学、会計学等の領域で議論されてきたが、そこでは「一定の」利益や内部留保といった抽象的規定に留まっており、こうした現実の問題の適正な評価における有効性を欠いている。

こうした問題意識から申請者は、とくに介護保険施設事業における経営のあり方、とりわけ利益および内部留保のあり方について考察し、一定の利益といった抽象論ではなく、具体的に必要な利益および内部留保の算出方法を検討・提起している。また、それによって得られた算出方法に基づき、実際の特養のデータを用いて特養における内部留保の多寡の状況を検証するとともに、営利企業を含む内部留保に関する議論のあり方に対する理論的・実践的な示唆を提示している。

本論文(本文)は以下の構成となっている(本文 63 頁<図 6、表 13>、補論 13 頁<図 4、表 5>、参考資料 35 頁、参考文献 121)。

序章

第 I 部 介護保険施設の経営に関する理論的研究

第 1 章 特養事業の特質

第 2 章 特養事業における必要利益

第 3 章 特養事業における内部留保

第 II 部 介護保険施設の経営に関する実証的研究

第 4 章 必要利益・必要内部留保額の算出のためのモデル計算

第 5 章 特養事業における内部留保に関する質問紙調査

終 章 総括と提言

序章では、本研究の背景と目的について概要上記のように説明し、先行研究、研究方法および本研究における主要用語の説明を行っている。重要概念となる再生産コスト、必要利益、内部留保に関する先行研究を検討し、とくに最重要概念となる内部留保に関する先行研究について、内部留保が過大であるとする過大論と、過大であることを前提に内部留保を活用すべきという活用論に集約されるとしつつ、その問題点として、議論の重要な前提となる①再生産コスト、②必要利益、および③必要な内部留保について具体的算出方法が示されていないことを挙げている。その結果、④内部留保が過大であるとする判定尺度が示されず、⑤内部留保活用論でありながら貸借対照表の借方で議論せず、したがって⑥活用可能金額の把握が曖昧である、などの諸点を指摘している。これらの問題点に対して、研究方法としては先行研究で明らかにされていない点について 3 つの仮説（①特養事業における必要利益とは特養事業の特質から、再生産コストの不足分(減価償却費では賄えない分)を補う利益である。②再生産コストの不足分を補う利益とは、借入金返済額と減価償却費とのギャップを賄う利益と、当初建設費(現行施設の建設費)と比べた次期建設費との差額(これを α とする)を賄う利益から成るものである。③内部留保を機能・役割の面から貸借対照表の借方で捉え、判定尺度を基に内部留保の多寡が判定される。)を設定し、それに関する理論的研究を第 I 部で、また実証的研究を第 II 部で展開している。

理論的研究においては、第 I 部第 1 章で特養事業の特質について、財本来の特質、制度上の特質、経営上の特質の 3 視点から検討・整理し、①要介護高齢者の生活支援であり、②公益性、社会性が強く、③「必要に応じて」購入できるサービス提供が要請され、④税と社会保険料を通じて社会全体で支え合う仕組みにより成立している事業であるとしている。そこから経営上の要諦として事業の安定継続を挙げ、それには施設の円滑な建替えが不可欠でそれに要する資金確保の重要性を述べている。

第 2 章では、円滑な建替えのための再生産コストを賄う必要利益概念を明確化している。再生産コストは本来減価償却費で賄うものだが、現実にはそれだけでは不足するとし、減価償却費では賄えない部分の内容が①借入金返済額と減価償却費とのキャッシュフロー不足(ギャップ)、②当初建設費と比べた次期建設費(建替え費)の増大分(α)から成るとしたうえで、これを賄うものは、他にファイナンスの手段がないかぎり利益以外にはないとし、その合計額を必要利益としている。次期施設建設までのその蓄積額が必要内部留保として、基本的に内部留保の多寡を判定する基準と位置づけられる。

理論的研究の第 3 章では、内部留保を貸借対照表の借方で捉える方法を示している。内部留保の経営的意義に着目してその本来的機能・意義を将来への準備資産と捉え、資産であれば借方で捉えるべきとする。そして、準備資産であれば本来業務の用に供される資産への投下前の姿なので、原則とし

て現金形態にあるものとしつつ、現実には資産効率の観点から預金、貸付金、有価証券等換金性資産の形態で保有されていることを示している。

そのうえで、会計学領域で議論されてきた貸借対照表貸方面で把握される内部留保を発生源内部留保としつつも、そのうちどれだけが実在しているか不明の発生源内部留保で議論するのは当を得ないとして、内部資金の蓄積額を源泉として借方に計上されている換金性資産のうち準備資産の性格を有するものを内部留保(実在内部留保)と定義し、この実在内部留保額を内部留保多寡の判定対象としている。その際、上記の必要利益の蓄積額を必要内部留保とし、これを内部留保多寡の評価・判定基準として位置づけている。

以上のように再生産コストを賄う必要利益、その蓄積額で内部留保多寡の判定基準となる必要内部留保、具体的判定対象としての実在内部留保という、会計学領域の内部留保論で従来あまり着目されなかった論点、概念を提示し、論理的にその妥当性を説明している。

第Ⅱ部の実証的研究では、平成24年度老人保健事業推進費等補助金「介護老人福祉施設等の運営及び財政状況に関する研究事業」のデータや特養への質問紙調査より得た個別施設ごとの財務データを基に上記判定基準で内部留保の多寡を実証し、活用可能な金額についての示唆を与えるという方法を採用している。調査時期は2012年9～12月、調査対象は公立および事業開始3年未満を除く全国の特養6,104施設、回収率は41.3%(2,518件)である。

第4章では個別施設ごとに必要内部留保額と実在内部留保額を算出するモデル計算を提示し、それらを比較してその多寡を判定している。その結果、実在内部留保が必要内部留保を満たしていないものは判定対象施設の52.5%、必要内部留保のレベルにあるものは14.6%、必要内部留保以上に蓄積されているものは32.8%であった。これに照らし、特養の内部留保が平均3.1億円あることを根拠に貯め込み過ぎとする批判があるが、実際に準備資産として活用可能な実在内部留保として保有しているのはその半額程度で、必要な内部留保に達していない施設は今回の判定対象施設の半数余に上ったことを明らかにしている。

第5章では調査回答施設の属性分析を踏まえつつ、実在内部留保の多寡と社会還元の実施度合いや職員の処遇について、内部留保が過大と思われる施設でもとくに利用者負担軽減不実施や作為的な人件費削減などの不適切な経営を行っているわけではなく、無作為に溜まっている施設が多いことを導き出している。

最後に終章では本研究の意義と限界について整理している。意義については、①再生産コスト、必要利益、内部留保の先行研究における問題点を解明するとともに、特養事業の特質分析から同事業における経営上の最重要課題を導き出したこと、②特養事業における再生産コスト、必要利益、必要内部留保額の具体的規定とそれに基づく具体的算出方法を初めて示したこと、③内部留保の定義から、明示的に貸借対照表借方における、実在している準備資産で内部留保を定義したこと、④特養事業の内部留保の多寡を初めて具体的判定基準を用いて判定したこと、を挙げている。限界については、社会的な観点から利益計上に許容範囲が存在すると考えられる非営利事業を対象としているため、そのような制約のない一般産業における営利企業に対しては、本研究で提示した必要利益、必要内部留保等の算出方法をそのまま適用することはできないことを挙げている。ただし、営利企業を対象とする場合でも内部留保の多寡や活用を評価・議論する際には貸借対照表の借方に踏み込んで論ずるべきであり、過大論を言うのであれば何らかの形で判定尺度となる必要内部留保の理論的および具体的算定根拠の解明・提示が求められるとしている。なお、内部留保分析には財務分析が不可欠なことから、補論においてその基本的手法の解説を付している。

論文審査結果の要旨

1. 審査経過

本論文を以って松原由美氏から2013年9月25日付で、日本福祉大学学位規則第5条第2項に規定する博士(福祉経営)学位申請がなされた。2013年10月10日の第6回大学院福祉社会開発研究科福祉経営専攻会議(以下、福祉経営専攻会議)において、「日本福祉大学大学院福祉社会開発研究科課程を経ない者への博士学位授与に関する内規」(以下、内規)第7条第1項に基づき当該申請の受理の可否に関する審査委員会が設置され、同年11月14日の第7回福祉経営専攻会議において申請の受理を可とする審査委員会の結論が承認された。併せて内規第9条に基づき、学位申請に関わる本論文の審査委員会について主査を足立 浩、副査を関口和雄、野口一重、新谷 司および小栗崇資(駒澤大学教授(学外審査委員))の5名で構成する審査委員会の設置を承認した。審査においては各審査委員が当該論文等について熟読吟味するとともに、内規第8条に基づき2014年1月24日に最終試験(外国語試験および学力審査含む口頭試問)を実施した。申請者は外国語試験において適切な英語能力を示すとともに、口頭試問において審査委員の質疑に概ね適切に応答し、今後の研究課題についても確認した。以上の経過に基づき、審査委員会は本論文対し博士(福祉経営)の学位授与が適切であるとの結論に至った。

2. 論文の評価

第1に、論文のキー概念となる再生産コスト、必要利益、内部留保の概念に関する先行研究を適切に整理し、未解明点を明らかにしたうえで、とくに会計学領域での内部留保論の発展に寄与しうる有意義な論点提起を行っている点で高く評価できる。内部留保の過大な貯め込みとその活用を主張するのであれば、過大であるか否かの評価基準を明示したうえで判定すべきとの指摘は論理的に妥当であり、後述のようにその目的上の相違によるとはいえ、会計学領域での内部留保論において十分には言及・解明されていなかった点と言える。それについて、再生産コストを賄いうる必要利益とその蓄積としての必要内部留保の概念を具体的に提示・説明するとともに、その具体的な算出方法をも提示した点は、なお検討すべき余地がありうるとしても注目すべき学術的貢献と評価できる。内部留保問題をめぐっては、単に大企業における富の偏在ぶりを示す議論にとどまらず、それをいかに社会還元し積極的に活用していくかという議論に発展しつつあるなかで、これらの論点はその議論を深化させる貴重な問題提起となっている。第2に、そのうえで大量の特養施設データを用いて内部留保の多寡に関する実証的分析を行い、それに関し対立している議論に対して具体的な根拠を示して実態とその評価を提示している点は、福祉政策のありようにも関わる貴重な社会的貢献と言える。第3に、こうした論点提起と学術的・社会的貢献が可能になったのは、利益獲得に対する一定の制約の妥当性について社会的合意が成立しうる非営利組織における経営、とりわけ利益と内部留保のあり方に焦点を定めたことによるが、それはまた非営利組織研究が営利企業を含む内部留保、ひいては経営と利益追求のあり方に関する議論・研究のあり方に有意義な問題提起をなしうることを具体的に示したもので、営利組織研究に対する非営利組織研究の貢献性の貴重な一例として評価できる。

他方、いくつか残された課題として、第1に、会計学領域での内部留保論の目的についてなお理解を深める必要性を指摘しうる。それは主として大規模営利企業における利益蓄積に基づく資本蓄積度の分析を目的として展開されてきており、そこでは非営利事業については想定可能な必要利益や必要内部留保の概念自体が合理的に想定できず、蓄積状況をいかに把握するかが主眼となるため内

部留保の範囲が主たる問題となるのは必然と言える。その点の相違に照らせば、算出範囲論に終始しているとする批判は必ずしも適切なものとは言いがたい。第2に、内部資金と内部留保との概念上の相違、とりわけ内部留保の理論的意味に関するより厳密な理解の必要性である。会計学的には貸方側は資金の源泉を表すもので、企業内部において利益の蓄積を中心に、とくに「利益の費用化」を通じて資金が生み出されることを内部留保概念が示してきた。その範囲の捉え方は論者により異なるが、議論は貸方側を中心に歴史的に展開されてきたのである。その後、内部留保の活用が問題となるなかで借方側での議論が生まれてきたが、その場合にもなお慎重を期して内部留保という用語ではなく「換金性資金」などの用語が用いられている。内部留保用語が基本的に資金の源泉を表すものであれば、それはやはり貸方側での議論をベースとすべきものと言える。本論文の問題提起は、最近の借方側での議論展開に貴重な貢献をなす一方、内部留保概念の理論的厳密性という点ではさらに深く検討すべき余地を残しているとみられる。第3に、とくに統計的分析においていくつかの不備がみられたことを指摘しておきたい。口頭試問の一環として求めた文書説明等でより適切な理解を有することが確認されたが、今後より厳密な理解とそれに基づく的確な分析・説明が望まれるとともに、その他の部分においても文章表現等の厳密性および的確性については、より慎重かつ丁寧な姿勢が望まれる。

そうした課題にもかかわらず、既述のように本論文は内部留保をめぐる学術的議論や特養における内部留保実態のより適切な把握と評価等の政策問題に貴重な論点提起・問題提起をなすもので、その点での学術的および社会的意義は高く評価できるものである。

3. 最終試験の結果

内規第8条に基づき、2014年1月24日に外国語試験および論文に関する口頭試問を実施した。口頭試問で申請者は、施設の再生産コストだけでなく事業体の成長の問題をどう位置づけるかの質問に対し、成長のための利益も取り込むべしとの指摘は正論とも言えるが、その場合際限のない利益確保を許容することになる虞が生じ、社会的合意の成立しうる議論になりえない虞が生じることなどを説明した。また会計用語の意味に関する質問に概ね適切に答えつつ、さらに厳密な使用の必要性を確認した。さらに、統計的分析に関わる部分についてより厳密・適切な分析・説明の必要性を指摘され、確認のうえより慎重な姿勢を期することを表明した。これらの質疑応答から申請者が専攻分野における適切な知識・知見を基本的に有することが確認された。外国語試験では、本論文の英文サマリーや口頭試問に先立つ英語試験の結果に照らし、基本的な学力を備えていることが確認された。

4. 結論

以上により、申請者は博士(福祉経営)の学位を授与されるにふさわしいと判断し、試験に合格と判定する。

以上